

# 衆議院災害対策特別委員会ニュース

平成 27. 6. 11 第 189 回国会第 5 号

6 月 11 日（木）、第 5 回の委員会が開かれました。

## 1 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 74 号）

- ・ 山谷国務大臣（防災担当）、赤澤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 神 山 洋 介 君（民主）

- ・ 火山防災協議会の必須構成員には経済産業局等の地域経済部門が入っていないが、必須構成員としなかった理由は何か。
- ・ 噴火が発生するおそれのある場合に被害を最小化するためにとられた予防措置により生じた経済的損失については、本法律案により内閣総理大臣が定めることとなる基本指針等で、何らかの配慮を示すべきではないか。

### 中 川 康 洋 君（公明）

- ・ 火山災害警戒地域内の一定の集客施設等に避難確保計画の作成を義務付けるに当たり、国としてこれらの施設に対し、具体的にどのような支援を行うことを考えているか。
- ・ 火山専門家の育成・確保を大学や研究機関等に委ねるのではなく、いわゆるポストドク人材の活用など、国としても人材の育成・確保に積極的に取り組むべきではないか。

### 足 立 康 史 君（維新）

- ・ 本法律案は集客施設や要配慮者施設の管理者等に対し避難確保計画の作成を義務付けているが、火山噴火による被災のおそれがある原子力発電所施設の事業者等も対象に加えるべきではないか。
- ・ 火山災害対策については本法律案により火山防災協議会の設置等が義務付けられる一方、原子力災害対策については協議会や避難計画の策定が防災基本計画に位置付けられるのみで法的な裏付けがないことは問題ではないか。
- ・ 本法律案に基づき、火山防災協議会は警戒避難体制の整備について協議し、市町村長が火山防災マップの配布等により必要な事項を住民に周知することとなる。同様に、原子力発電所事故が発生した場合に想定される被害についても、住民等への周知を検討する必要があるのではないか。

### 金 子 万 寿 夫 君（自民）

- ・ 御嶽山の噴火災害の教訓をどのように受け止め、本法律案に盛り込んでいるのか。また、本法律案では、地方自治体に火山防災協議会の設置等の義務を課しているが、国の地方自治体に対する財政支援の必要性について山谷大臣に伺いたい。
- ・ 降灰防除地域外でも降灰による被害が発生しており、より広範な地域の指定が必要と考えるが検討の状況を伺いたい。また、噴火により降灰が続いている桜島の噴火活動の現状、観測体制及び今後の噴火活動の見通しを気象庁に伺いたい。

### 岡 本 充 功 君（民主）

- ・ 火山ガスの発生や火山の爆発による空震は人的被害に通じるものとして火山防災協議会で検討する火山現象に含むべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。また、警戒避難体制の整備において、観光主体の火山でもどれだけの人がいるか把握する仕組みを考えるべきではないか、山谷大臣に伺いたい。
- ・ 富士山の大規模噴火に伴う降灰は東京都や千葉県でも数センチあるとされているが、富士山火山防災協議会に東京都や千葉県も加わる必要はないか。また、富士山噴火に伴う降灰から想定される被害の調査の進捗状況について大臣の考えを伺いたい

### 大 平 喜 信 君（共産）

- ・ 火山災害は発生頻度が小さいため、行政機関においては火山防災専門職員の配置が難しい、社会一般において火山に関する知識や理解が十分ではない、火山研究者の数が限られているといった、火山防災対策推進ワーキンググループの報告の「火山防災対策を推進していく上で、必ずしも短期的には解決することができない根幹的な課題」としている諸点に対する山谷大臣の認識を伺いたい。

- ・退避壕・退避舎の整備における消防防災施設整備費補助金及び緊急防災・減災事業債の今年度の活用状況を伺いたい。また、退避壕・退避舎の整備を進めるために、関係省庁の調整等において主導的役割が求められる山谷大臣の決意を伺いたい。